

交通手段、ここに気をつけよう



学外はもちろん、学内においても学生一人ひとりが交通規則を遵守しましょう。交通事故は他人事ではありません。不慮の事故に遭わないよう細心の注意を払い、有意義な学生生活を送ってください。

※日本の交通規則では、自動車・バイク・自転車は、車道の左側を走行することとなっています。

自転車

- 休み時間中の学内移動の際は特に混雑するため、スピードの出しすぎによる衝突・接触に注意しましょう。
 - 安全確保のため、点字ブロックやその周辺及び建物の出入口付近には、絶対に駐輪しないでください。
(災害時及び目の不自由な方にとって非常に危険です!)
 - 学外においては、コンビニ等の敷地内に自転車を放置しないでください。
 - 荷物・傘等が車輪に巻き込まれ、身体が前方に投げ出され怪我をする事故が発生しています。注意しましょう。
 - 雨天時の傘さし走行や夜間の無灯火走行、携帯電話や携帯音楽プレイヤーを使用しながらの運転、イヤホンやヘッドホンで音楽等を聴きながらの運転は重大な事故につながります。絶対にやめましょう。
- ※「茨城県道路交通法施行細則」により、運転中の携帯電話の利用は罰則が規定されています。詳しくは茨城県警察ウェブサイトで!!

路線バスを活用したキャンパス交通システムの不正利用はしない!

- キャンパス交通システムの利用には、利用証(特殊定期券、購入者は学生証上部に貼付)が必要です。有効期限が過ぎた利用証での乗車はもちろん、有効期限を隠して下車したり、他人に利用証を貸したりすることは不正利用にあたります。
 - 不正利用した者は、運送約款に基づき、違約金(数十万円を超えた例も数件発生)が請求され、学内においても厳しい処分を受けます。
- ※ 利用証の有効期限が過ぎた場合は、速やかに更新するか、更新しない場合は、必ず学生証から利用証を剥がしてください。

バイク等の原動機付自転車

- 歩道はもちろん、ペDESTリアンデッキも、バイク並びに電動キックボード等の乗り入れは禁止です。
なお、学生宿舎で駐輪場に停めるために乗り入れる場合は、バイク等から降り、手で押して移動させてください。
- スピードの出しすぎに注意するとともに、身の安全を守るためにもヘルメットを必ず着用してください。
- 交通標識に注意し、速度制限、駐車禁止などの指示を遵守しましょう。

自動車

- 学内は、学生の身の安全を考え、30km/時と速度制限を設けていますが、学生の関係する交通事故が多発しています。また、学外においては過去に死亡事故が発生したこともあります。
- 事故の原因は、スピードの出しすぎ、交差点での一時停止・徐行違反、交通標識無視など、初歩的なものばかりです。交通規則を遵守し安全運転を心がけてください。多くの事故が避けられます。
- 自動車運転中に携帯電話を手に持って通話したり、メールの送信などのために画面を注視したりすることは、道路交通法で禁止されています。安全な場所に駐停車してから使用してください。

※ 自転車・バイクで学内に駐輪または駐車する場合は、許可証(ICタグ)の貼付が必要です。
所属する対応エリア支援室で所定の手続きを行ってください。

ここに気をつけよう!!

- 自動車で通学する場合
やむを得ず自動車通学をする方は、学内の駐車場の利用申請をしてください。申請方法は、筑波大学交通安全会または所属の支援室等にお問い合わせください。
なお、原則所属のエリア支援室から2km未満の地区は自動車通学禁止区域です。
- 自転車を譲り受けた場合
自転車等を先輩から譲り受けた場合には、新たに防犯登録が必要です。先輩からの「譲渡証明書」と自転車本体及び身分証明書をもって「自転車防犯登録取扱指定店」にて手続きしてください。

自転車の事故と損害賠償について

本学では学生の約8割が自転車を利用しており、学内・学外を問わず、通学や買い物などで多くの学生が交通手段として利用していることから、自転車による事故も多発している状況です。

もし、歩行者に衝突すれば相手に怪我をさせるだけでなく死亡させてしまうこともあり、過去の報道では、刑事的な罪に問われ、民事的にも数千万円の損害賠償請求をされたケースもあります。

自転車は、自動車のように損害賠償責任保険への加入義務がないため、保険に入っていない方も多いと思いますが、もし損害賠償請求を受けた場合、多額の賠償金を自己負担することとなります。

もしもの事故に備えて、以下に示す「TSマーク」という制度がありますので、是非加入してください。

TSマークには 保険が付いているので安心です！

年に一回、自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。

TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いているので、もしもの時に安心です。

お近くの自転車安全整備店へご相談ください。

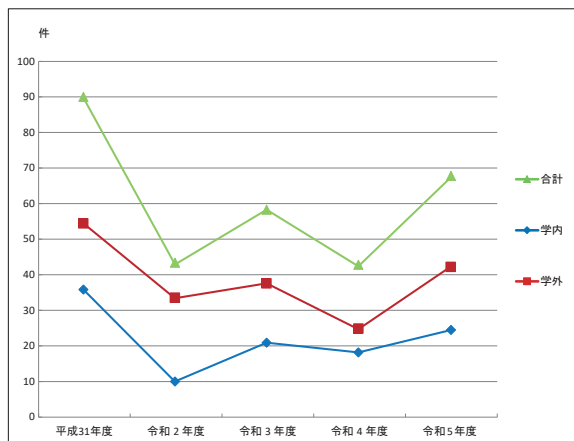
年1回の点検・整備でTSマークの継続更新！

このマークが目印です！

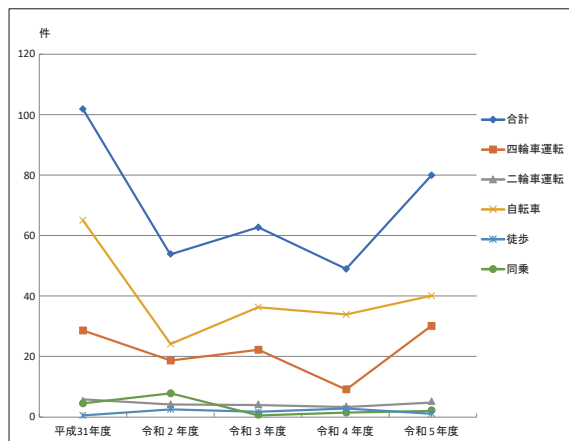
出典：(公財) 日本交通管理技術協会

大学で把握している学生の交通事故状況（平成31～令和5年度）

《交通事故件数グラフ》



《運行形態グラフ》



交通

ここに気をつけよう、学生の皆さんへ・・・

交通事故の件数が急増!!

- 茨城県は交通事故の発生件数が、毎年上位に入っているため、県や市、警察では、交通事故防止キャンペーンなどを実施しています。なお、大学においてはこれらのキャンペーンに参加するとともに、独自に立哨指導や自転車安全運転講習会などを実施し、交通事故防止の取り組みを行っていますが残念ながら交通事故件数は毎年多くなっています。事故に遭わないためにも、まずは、皆さん一人ひとりが交通事故防止に努めてください。

自転車に関わる交通事故が激増!!

- 自転車による骨折事故や過去には死亡事故も発生しています。交通事故に遭わないように気をつけることはもちろんですが、地域住民の方からは筑波大生の自転車マナーが悪く非常に危険であり、危うく事故を起こしそうになったなどの指摘を受けています。今一度、P.30の「交通手段、ここに気をつけよう」やP.32の「つくバイクライフガイド」を確認し、地域住民の一員として、周囲に気を配りながら安全で快適な生活を心がけてください。



自転車の ルールとマナー

自転車は車やバイクと同じ「車両」です。そのため、交通規則（ルール）に従わなければ、「道路交通法違反」により重い罰則が課されます。

自転車のルールとマナーを理解し、安全に自転車を利用しましょう。

筑波大学の広大なキャンパス、買い物、映画…どこへ出かけるにしても、自転車を利用する機会が多くなると思います。自転車というのは使いやすく便利な乗り物ですが、使い方によっては人や物そして自分自身をも傷つける「凶器」にもなりかねません。安全で快適な筑波大での自転車生活（つくバイクライフ）を営めるよう、ここでは自転車の基本的なルールとマナー及び自転車のメンテナンスの仕方をご紹介します。

自転車は、車道の左側を通行する

自転車は車両です。車道の左端に寄って走行してください。「歩道通行可」の標識のある場所では、歩道を通行することができますが、歩道は歩行者が優先ですので、そばを通る際には徐行するなど走行に注意してください。歩行者に思いやりのある運転を心がけましょう。なお学内のペDESTリアンデッキは、自転車は左側通行で、歩行者優先です。

⊘ 違反した場合、道路交通法第 17 条、第 18 条により **3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金**

信号・標識に従う

従うことは当たり前のことですが、信号・標識の無視は一時不停止に次いで多い交通事故の要因です（自転車に過失がある場合）。大学内には見通しの悪い場所がたくさんあります。信号無視、標識を無視しての歩道・車道への飛び出しは大変危険ですのでやめましょう。

⊘ 違反した場合、道路交通法第 7 条により **3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金**

夜間は、ライトをつける

夜間はライトを点灯しなければなりません。夜間の無灯火は非常に危険で、車や歩行者が自転車の存在に気付かないため事故へとつながります。また、歩行者に気付かず事故を起こしてしまう危険性もあります。

⊘ 違反した場合、道路交通法第 52 条第 1 項、第 62 条により **5 万円以下の罰金**

二人乗り・並列走行はしない

二人乗りは、ハンドル操作がしにくく、ブレーキも効きづらくなるため大変危険です。専用の座席を用いて幼児を乗せる場合以外は禁止されています。また、並列走行も認められていません。守らないと歩行者の迷惑になるだけでなく、事故に巻き込まれる危険もあります。

⊘ 違反した場合、道路交通法第 19 条、第 57 条第 2 項により **2 万円以下の罰金**

雨の日の傘差し運転は危険

路面がすべりやすくなっている上に、傘を差しながらの片手運転は非常に危険です。さらに傘が歩行者、車、バイクと接触するという事故にもなりかねません。雨の日は徒歩、電車、バスで移動するか、自転車に乗るならばレインコートなど走行への支障が少ない雨具を使用して乗りましょう。

⊘ 違反した場合、道路交通法第 71 条第 1 項 6 号及び都道府県公安委員会が定めた道路交通法施行細則により **5 万円以下の罰金**

音楽を聴きながら、携帯電話を使いながらの運転はやめよう

イヤホンをしていると、車が近づいてくる音や人の声など周囲の状況が把握しにくくなります。また、携帯電話でメール・電話をしながらの運転は前方不注意、片手運転となるため大変危険です。自転車に乗るときはイヤホンをはずし、携帯電話等を使用しながらの片手運転はやめましょう。

迷惑な駐輪は渋滞・事故のもと

駐輪場などの決められた場所以外には駐輪しないでください。また点字ブロック上や周辺への駐輪は厳禁です。歩行者の迷惑となるだけでなく、車椅子の方や目の不自由な方にとっては、非常に危険であり、通路が狭くなることで渋滞・事故の原因にもなります。さらに災害発生時に避難の妨げとなり非常に危険です。

《令和6年11月1日 道路交通改正法改正について》

① 自転車運転中のながらスマホ

- ・スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。※停止中の操作は対象外

→違反者は **6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金**

→交通の危険を生じさせた場合は、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

② 自転車の酒気帯び運転及び幫助

- ・自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

→違反者・自転車の提供者は **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

→酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



自転車のメンテナンス

タイヤの空気圧やチェーンのさびつきなどにより、乗り心地は異なってきます。また、ねじのゆるみなどのメンテナンス不足は思わぬ事故にもなりかねません。安全・快適に乘るためにこまめに点検して、大切に乘るようにしましょう！

5分でできる 点検項目

サドル

またがったときに地面に両足先がしっかりつくか、不安定ではないか。

カギ

壊れていないか。

反射板

破損、汚れがないか。

チェーン

さび付いていないか、はずれていないか。

ハンドル

曲がっていないか、グラグラしていないか。

ベル（警音器）

きちんと鳴るか。

ブレーキ

前輪・後輪を別々にかけてみて、ブレーキのきき具合が甘くなっていないか。

ライト

きちんと点灯するか、明るいか。

タイヤ

空気が入っているか、タイヤが磨り減っていないか。

ICタグ

はがれていないか。



裏面の白ラベルを剥がして貼付!!

⇒最後に乗ってみて、異常な音がしないか確かめましょう。
異常があったら自転車店で見てもらいましょう

※学内では、ICタグが貼付されていない自転車は撤去対象となります。

ここに気をつけよう、放置されている自転車があっても・・・

占有離脱物横領罪

- 使用されていないように見える、他者所有の自転車を使用し、警察に補導されるケースが増えています。これは、『占有離脱物横領罪』という罪に問われます。落ちていた財布を自分の物にしてしまうのと同じです。
盗まれた自転車が乗り捨てられた可能性もあります。放置自転車はあなたのものではないことを自覚しましょう。

懲戒処分

- 悪質な交通規則違反（飲酒、大幅な制限速度超過、無免許）や重大な過失によって交通事故を起こした場合は、懲戒（懲戒退学、停学又は訓告）に処せられる場合があります。



- 大学周辺では、事件・事故が多く発生しているため、特に多い窃盗事件に係るエリアごとの発生件数及び痴漢被害等の発生箇所の一部を示しています。
- 自転車による事故が多く発生している場所における事例を紹介しています。この場所以外でも事故は発生しますので、交通規則を遵守するとともにスピードの出し過ぎには注意し、交差点では十分に左右確認をしてください。なお、歩道やペDESTリアンデッキ（以下「ペデ」という。）は歩行者が優先であることを忘れず、譲り合いの心で安全に走行してください。また、雨の日のペデは滑りやすい場所もあるため十分に注意し走行してください。ながら運転（傘差し、スマホ操作、イヤホン等装着など）は非常に危険な行為であり、道交法違反となりますので、安全のため絶対に行わないでください。

松美池前合流地点

一般道から構内に入りペデと合流する地点であるが、直前が坂道であるため、合流時に自転車同士の事故が多発している。

春日4丁目付近交差点

大学の直ぐ外側にある一般道（裏道）であり、車の交通量も多く、近隣は、学生のアパート街であるため、自転車と車の事故が多発している。

平砂トンネルから野球場入口までの市道（歩道）

双方の出入口の交差点には信号がないため、飛び出しによる事故が多発している。なお、この市道はバイク乗入禁止であるが、東西への抜け道としてバイクが走行しているため、自転車との接触事故が多発している。

本学周辺地域における盗難事件の状況

2023年8月～2024年7月
つくば警察署調べ

- ☀ 窃盗事件発生件数
- 痴漢被害発生箇所
- ✕ 交通事故多発箇所
- 夜間要注意地域
- ペDESTリアンデッキ（略称「ペデ」）



柴崎交差点

桜のスーパー等に行くため、多くの学生が通行しているが、車の交通量も多く、危険な交差点である。過去には死亡事故も発生している。



大学公園南交差点

朝・夕の通学・通勤時間帯は、多くの人が利用している交差点で、自転車も車も交通量も多く、危険な交差点である。隣接した構内の横断歩道においても事故が多発している。



大学会館前ペデ交差点

谷状になったペデの底にあたり、見通しの悪い交差点である。ペデの構造が下って上るためスピードを出し、交差点で止まらないため事故が多発している。

ペデと一般道の交差点及びつくば駅までのペデ

一般道は車の交通量も多く、交差点には信号がない。また、近隣には病院や世帯用の住宅街があるため、通院者、子ども、高齢者が多く歩いており、歩行者との事故も発生している。